

固定資産税の 縦覧期間が始まります

縦覧制度とは、自分の資産の評価額が適正であるか客観的に判断するため、他の資産の評価額と比較できるように、土地と家屋の固定資産価格の帳簿をご覧ください制度です。

■縦覧できる内容（地番を指定していただく必要があります。）

【土地】地目、地積、評価額 など 【家屋】建築年、床面積、評価額 など

■縦覧できる人

町内に所在する固定資産（土地、家屋）を所有している、当該年度分の固定資産税の納税者、委任を受けた代理人、固定資産の共有者です。

縦覧には運転免許証などの本人確認ができるもの、代理人の場合は委任状が必要です。

■縦覧期間

4月1日(土)から6月30日(金) ※土曜日、日曜日、祝日を除く

■縦覧の手数料

無料 ※縦覧期間中は自分の資産の閲覧も無料です。

■縦覧場所

役場税務課窓口、各支所

■価格に不服のある場合

縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月以内に、文書で固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

問合せ／課税担当（内線1113・1114）



軽自動車税種別割に係る届け出について

軽自動車税種別割は、毎年4月1日時点に軽自動車など（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪小型自動車）を所有している方に納めていただく税金です。

自動車税種別割（普通自動車）とは異なり、軽自動車税種別割には月割課税制度がなく、4月2日以降に廃車などをしてその年度の税金は所有者に全額納めていただくことになります。また、4月2日以降に軽自動車などを所有した場合は、その年度は課税されず、翌年度からの課税となります。

使用できない状態で、今後も使用することがない軽自動車などをお持ちの方、または廃棄や譲渡、紛失などを行っているが手続きがお済でない場合は、次年度以降も課税されることになりますので、手続きを済ませてください。

なお、軽自動車などの手続きについては、車種ごとに届出先が違うのでご注意ください。

【原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車（トラクター、フォークリフトなど）】

- 届出先
- ・役場税務課 TEL75-2111（内線1111・1112）
 - ・西春別支所 TEL77-2131
 - ・尾岱沼支所 TEL0153-86-2166



■手続きに必要なもの

・廃車する場合

- ①標識（ナンバープレート） ②標識交付証明書 ③使用者と所有者の印鑑

・譲渡する場合

- ①新・旧所有者の印鑑 ②旧所有者の標識交付証明書

※他の市町村の方に譲渡する場合で、車両が本町からなくなる場合は、本町での手続きは廃車となるので「廃車する場合」を参考に届け出をしてください。

【軽自動車（250cc以下の二輪車、660cc以下の軽四輪）】

- 届出先 釧路軽自動車協会 釧路市鳥取大通6丁目1番1号 TEL0154-51-0745

※手続きに必要なものは、届出先にご確認ください。

【二輪小型自動車（251cc以上）】

- 届出先 釧路運輸支局 釧路鳥取大通6丁目2番13号 TEL050-5540-2005

※手続きに必要なものは、届出先にご確認ください。

問合せ／課税担当（内線1111）



農耕作業用トレーラなどをお持ちの方へ

令和元年12月25日付国土交通省告示第946号により、道路運送車両法施工規則別表第一に掲げる「**国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車**」に大型特殊自動車または小型特殊自動車でけん引する農耕作業用トレーラ（マニユアスプレッダーなど）が指定されたことに伴い、道路運送車両法における構造要件や保安基準などの一定要件を満たす場合に限り公道走行が可能となりました。

これに伴い「**小型特殊自動車に該当する「農耕作業用トレーラ」の判断基準**」を満たすときは、軽自動車税（種別割）の課税対象となり、償却資産台帳からの抹消手続きと、**軽自動車登録（ナンバープレートの取得）**の手続きが必要となります。

【具体的なけん引式トレーラの分類（軽自動車に該当する車両）】

分類	具体的な参考例
堆肥散布機	マニユアスプレッダー、スラリースプレッダー、スラリートンカー など
薬剤散布機	スプレーヤ
運搬車	運搬用トレーラ
集草機	ロールベアラ など
その他	ケンブリッジローラー など

【農耕作業用トレーラなどの判断基準】

農耕作業用トレーラなどは次の条件に該当する車両であることが必要となります。

軽自動車扱い	償却資産扱い
小型特殊自動車（緑のナンバープレート）でけん引される	大型特殊自動車（白のナンバープレート）でけん引される ※1
メーカーなどから購入する際「けん引式」として登録されている	メーカーなどから購入する際「直装式」として登録されている

※1 白のナンバープレートのうち「釧路99 ○ ○ ○ ○」や「釧 99○ ○ ○ ○」といった年式が古く、昔からある車両は小型特殊自動車（軽自動車課税）に該当する車両の場合があるため、ご注意ください。

※ 軽自動車税は所有していれば課税対象となりますので、ご注意ください。

また、農耕作業用トレーラが公道を走行するためには、投光器、連結装置、全幅、運行速度、免許といった公道走行における保安基準があります。詳しくは農林水産省のホームページをご確認ください。

【農耕作業用トレーラなどの軽自動車登録（ナンバープレート取得）の注意点】

軽自動車として標識交付（ナンバープレート）の取得をする際には、次の点に注意いただき、必要書類の提出が可能なようご注意ください。

なお、必要事項などの確認ができないと、交付できない場合がありますので「年式が古く、車名・型番・車台番号が確認できない」「同じ型番が複数あり、車台番号がどれも不明」などの申請が困難な場合は、下記担当までご連絡ください。

■必要事項

- ①けん引するトレーラなどの車名・型番・車台番号を申請書に必ず記載
- ②被けん引車であることが分かるカタログまたは写真などの提出

■軽自動車税の取扱いとなる小型特殊自動車の判断基準

区分	小型特殊自動車
農耕作業用	最高速度35km未満（大きさ不問）（例 トラクター、自走式ハーベスター など）
その他	大きさが長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下かつ最高速度が時速15km以下（例 タイヤショベル、フォークリフト、ホイールローダ など）

※上記に該当する車両の場合、軽自動車税（緑のナンバープレート）に該当します。

問合せ／課税担当（内線1111）